

中型まき網漁業の許可及び起業の認可方針 新旧対照表

改正後				現 行			
1 (略)				1 (略)			
(許可等の定数)				(許可等の定数)			
2 この漁業の許可等ができる地域ごとの船舶の隻数の最高限度(以下「定数」という。)は次のとおりとする。				2 この漁業の許可等ができる地域ごとの船舶の隻数の最高限度(以下「定数」という。)は次のとおりとする。			
海域番号	船舶根拠地	海 域	定数	海域番号	船舶根拠地	海 域	定数
(1)	銚子市から富津市川名まで	銚子市地先から富津市富津岬突端、第1海堡中心点、第2海堡中心点、北緯35度17分16秒東経139度44分13秒の点及び神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を順次に結んだ線に至る間の千葉県海面	40隻	(1)	銚子市から富津市川名まで	銚子市地先から富津市富津岬突端、第1海堡中心点、第2海堡中心点、北緯35度17分16秒東経139度44分13秒の点及び神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を順次に結んだ線に至る間の千葉県海面	41隻
(2)	館山市香から浦安市まで	館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市城ヶ島灯台中心点を結んだ線以北の千葉県海面	17隻	(2)	館山市香から浦安市まで	館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市城ヶ島灯台中心点を結んだ線以北の千葉県海面	18隻
(3)	銚子市から富津市川名まで	南房総市野島埼灯台正南線から富津市富津岬突端、第1海堡中心点、第2海堡中心点、北緯35度17分16秒東経139度44分13秒の点及び神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を順次に結んだ線に至る間の千葉県海面	1隻	(3)	銚子市から富津市川名まで	南房総市野島埼灯台正南線から富津市富津岬突端、第1海堡中心点、第2海堡中心点、北緯35度17分16秒東経139度44分13秒の点及び神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を順次に結んだ線に至る間の千葉県海面	1隻
(許可等の基準)				(許可等の基準)			
3 2の表の(3)の海域の許可等を受けることのできる者は、現に当該海域での本漁業の許可等を受けている者が許可等の有効期間の満了により引き続き許可等の申請をした場合に限る。				3 2の表の(3)の海域の許可等の申請をすることのできる者は、現に当該海域での本漁業の許可等を受けている者が許可等の有効期間の満了により引き続き許可等の申請をしようとする場合に限る。			
4～6 (略)				4～6 (略)			

(許可等の申請期間)

7 この漁業の許可等の申請期間は、平成30年7月3日から平成30年7月17日までとする。

(許可の有効期間)

8 この漁業の許可の有効期間は、許可の日から平成33年7月31日までとする。

9 (略)

(許可等の申請)

10 この漁業の許可等を受けようとする者は、規則第4号様式の申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(6)

(7) 起業認可申請の場合は、船舶件名書

(8) 年間操業計画書

(9) 所属漁業協同組合代表理事組合長、千葉県旋網漁業協同組合代表理事組合長の副申書

11～12 (略)

附 則

(略)

平成27年6月16日一部改正

平成30年6月22日一部改正

(許可等の申請期間)

7 この漁業の許可等の申請期間は、平成27年7月3日から平成27年7月17日までとする。

(許可の有効期間)

8 この漁業の許可の有効期間は、許可の日から平成30年7月31日までとする。

9 (略)

(許可等の申請)

10 この漁業の許可等を受けようとする者は、規則第4号様式の申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 年間操業計画書

(8) 所属漁業協同組合代表理事組合長、千葉県旋網漁業協同組合代表理事組合長の副申書

11～12 (略)

附 則

(略)

平成27年6月16日一部改正